

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通ネットワーク計画に基づく事業)

平成25年4月18日

協議会・構成員 生駒市地域公共交通活性化協議会

(生駒市、奈良県、生駒市民、

生駒交通株、奈良交通株、

近畿日本鉄道株、関係機関ほか)

事業名	補助対象 事業者等	事業概要	①事業実施の適切性	②目標・効果達成状況	③事業の今後の改善点
陸上交通に係る 地域公共交通確保維持事業 (地域内フィーダー系統)	生駒交通株式会社 コミュニティバス暗崎 系統(1)及び(2)	近畿日本鉄道株生 駒線 南生駒駅を 経由する、南コミュ ニティセンターせせ らぎ～暗崎間2系 統の運行	A 計画どおり、事業は適切に実施さ れた。 (降雪による数便の運休を除く)	公共交通サービスの提供が無かつた地域に、コミュニティバスを運行し、地域住民の利便性や生活交通の確保を図るという目的については、平成24年度上半期における交通不便地域での利用が1日あたり7人であり、一定の成果があったと認められるが、系統全体では前年度に比べ利用増の傾向が見られる一方で、交通不便地での利用は、人口高齢化等の影響からか前年度上半期の1日あたり9人を下回る結果となった。 補助対象系統における収支率の改善については、運行経常経費に占める運賃収入の割合については、前述のとおり系統全体では利用の増加が見込まれることから、現時点では、前年度の状況を若干上回ると見込んでいる。 なお、利便性の向上させ、利用の促進を図るべく、地元からの要望も踏まえ、運行時刻の修正を実施した。	地域の活性化という目的を達成するためにも、コミュニティバスの永続的な運行が求められるところであり、その実現のため、以下のようない利用促進策を継続する。 ・沿線自治会における利用の呼びかけ ・市ホームページや広報紙を活用したコ ミュニティバスの周知(時刻、利用状況、收 支状況等) ・利便性向上のための運行ダイヤの修 正。(既に実施しているが、今後も利用状 況に応じ対応を検討。)

【各評価項目の評価基準】

①事業実施の適切性

- A…事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された(されている)。
- B…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった(一部実施されない見込み)。
- C…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった(実施されない見込み)。

②目標・効果達成状況

- A…事業が計画に位置付けられた目標を達成した(する見込み)。
- B…事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった(一部達成できない見込み)。
- C…事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかつた(達成できない見込み)。